

## 敦賀市条例第 35 号

### 敦賀市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、個人の尊厳を著しく傷つける人権侵害であり、職務への支障にもつながり、市民のための健全な議論を妨げ、ひいては市民サービスを低下させ、議会の社会的信用及び信頼を失わせる行為である。

議会は市政発展のために議論する場であり、二元代表制の下、市民から負託を受けた代表者たる議員は議会での議論を通じ、意思決定を行い、役割を十分発揮せねばならない。

そのため、敦賀市議会は、議員及び職員が人格を尊重し、相互理解を深め、良好な環境を確立することで、地方自治の本旨に基づく互いの役割を十分発揮することができるよう、ハラスメントの防止及び排除に最大限努めることを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、敦賀市議会におけるハラスメントを防止及び排除するための措置を定めることにより、敦賀市議会議員（以下「議員」という。）及び職員が尊重された職務環境を確立することで市政の効率的運営に寄与し、もって市民から信頼される品格ある議会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、その者の人格若しくは尊厳を侵害し、又はその者の職務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害する行為

イ セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快に

させる行為

ウ 妊娠、出産又は育児に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により職務（議員としての活動を含む。）を遂行することができないこと等に関する言動又は妊娠、出産若しくは育児に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により他の者の職務環境を害する行為

エ 介護に関するハラスメント 介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により他の者の職務環境を害する行為

オ アウティング 性的指向、性自認等の公表を望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為

カ その他のハラスメント その他、他の者に苦痛を与え、その者の人格、若しくは尊厳を侵害する行為、又は職務環境を害する行為

(2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号から第2号まで、第3号及び第3号の2に規定する特別職の職員、同法第22条の2に規定する会計年度任用職員その他敦賀市の業務に従事する職員をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員が議員又は職員に対し行ったハラスメントに関し生じた問題について適用する。

（議長の責務）

第4条 議長は、本条例の趣旨の実現のため、ハラスメントに関する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じるほか、議員に対し必要な研修を実施する等、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

（議員の責務）

第5条 議員は、ハラスメントが議員及び職員の尊厳を傷つけ、労働意欲を低下させ、職務環境を害することを自覚するとともに、市民の代表として、議員及び職員の人格を尊重した活動をしなければならない。

2 ハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を行った議員（以下「行為者」という。）は、当該事案について、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、事実関係の調査、必要な資料の提供等を求められたときは協

力しなければならない。

- 4 議員は、他の議員のハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を目撃したときは、行為者に対し厳に慎むべき旨を指摘し、議長に対し当該事案に関する通報（以下「通報」という。）を速やかにしなければならない。

（相談）

第6条 ハラスメント又はハラスメントの疑いがある行為を受けた、議員若しくは職員（以下「当事者」という。）又は、議員若しくは職員がハラスメントを受けていると思料する第三者は、議長に対し、口頭又は書面（電子メール等を含む。）により、ハラスメント事案に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

- 2 議長は、相談の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を設置する。

- 3 ハラスメント相談窓口は、相談があった場合、その内容を議長に報告する。

（ハラスメント対策委員会の設置）

第7条 議長は、通報又は相談を受けた場合は、当事者の意向を確認した上で、別に定めるところによりハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、通報又は相談に対し、その事案の内容に応じて、事実関係の把握、当該事案の解決に向けた当事者及び行為者間の調整、その他解決を図るための事項等について審議するものとする。

- 3 委員会は、事案等の審議が終了したときは、議長に対し、その結果についての報告（以下「委員会報告」という。）を行うものとする。

（委員会報告後の対応）

第8条 議長は、委員会報告を受けたときは、指導、注意、氏名の公表等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、当事者その他議長が必要と認める者に対し、委員会報告の内容、行為者に対して講じる措置の内容、その他必要な事項について通知しなければならない。

（氏名の公表）

第9条 議長は、前条第1項の規定により、氏名の公表をする場合は、行

為者の氏名、事案の内容及び問題解決のために講ずる措置に関する事項について公表するものとする。

- 2 議長は、前項の規定による氏名の公表をしようとするときは、関係者のプライバシーの保護に特段の配慮をしなければならない。

(プライバシーの保護)

第10条 議長、委員会の委員及びその他事案の処理に携わる者は、事案に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長職務の代行)

第11条 議長が通報又は相談の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに通報又は相談の対象となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(継続的な検討)

第12条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じたハラスメントに関する問題について適用する。